

平成20年3月28日

## 就業規則（人事制度）の拡充について ～ 仕事と生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援制度の新設 ～

株式会社荘内銀行（本店：山形県鶴岡市、頭取：町田 睿）は、平成20年4月より、就業規則（人事制度）を拡充し、従業員の仕事と生活の両立支援に一段と注力します。

労働者のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活のバランス）という考え方は、国際的に定着しつつあります。国内においても、少子高齢化や核家族化が進展する中、従業員の仕事と生活の両立を支援する企業の取り組みはより重要なものとなっております。

当行は、従業員の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を図ると共に、職業生活と家庭生活の両立を支援するため、下記6件のワーク・ライフ・バランス支援制度を新設いたします。

### 記

#### 1. 制度概要

##### （1）再雇用優遇制度（ジョブ・リターン）

出産・育児・介護の事情により、やむをえず退職した行員が再就職を希望する場合、優先的に再雇用します。再雇用にあたっては、ライフステージや個別事情に合わせた働き方を選択可能といたします。

##### （2）ライフチャレンジ制度

出産・育児・介護・進学等の事情により希望する場合、3年に限り正職員から契約職員に雇用契約を変更し、フレキシブルな勤務形態を選択できます。

##### （3）エリアパートナー選択制度

現行人事制度の「地域選択型」において、「エリアパートナー」を選択できるようにします。

※エリアパートナー：配偶者が勤務している地域を自己の勤務地とすることができるもの

（次項へ続く）

本件に関するお問い合わせ

人事部：石原・平山

TEL：0235-28-2419

(4) 渉外職フレックスタイム制度

育児・介護の事情により、渉外職担当者が希望する場合、就労時間に幅をもたせることのできるフレックスタイム勤務を選択できます。

(5) 保育料補助制度

夫婦共働きで子供を保育施設に預けている場合、保育料金の補助を実施します。

(6) 託児所との契約による一時保育料支援制度

遠方での研修に参加する等、いつも預けている保育施設に保育時間が合わず預けられない場合、保育時間の長い保育施設に一時預ける場合の保育料を補助します。

2. 実施時期 平成 20 年 4 月 1 日

以上